

医師法（抜粋）

（昭和23年7月30日号外法律第201号）

〔医師の任務〕

第一条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

〔医師でない者の医業禁止〕

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十七条の規定に違反した者
 - 二 虚偽又は不正の事実に基づいて医師免許を受けた者
- 2 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。